#### 青森県県営住宅等移動販売事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森県県営住宅及び青森県特定公共賃貸住宅(以下「県営住宅等」という。)の団地において民間事業者が移動販売事業を実施するために必要な事項を 定めることにより、県営住宅等の入居者の食料品、日常生活用品等(以下「食料品等」 という。)の買い物を支援し、もって入居者の利便性の向上を図ることを目的とする。

#### (移動販売事業)

第2条 移動販売事業は、県営住宅等の団地内において販売施設を設けた自動車で食料 品等を販売することをいう。

(届出)

- 第3条 移動販売事業の実施に当たっては、移動販売事業の実施を希望する民間事業者 (以下「移動販売事業者」という。)は、青森県県営住宅等移動販売事業届出書(別 記様式第1号)により届け出なければならない。
- 2 前項の届出に当たっては、誓約書(別記様式第2号)並びに次条第2号及び第3号 に掲げる事実が確認できる書面を添付させるものとする。

# (移動販売事業者の要件)

- 第4条 前条の移動販売事業者は、次の要件の全てを満たすこととする。
  - 第1条の目的を理解し、尊重した上で移動販売事業を行おうとする者であること。
  - 二 移動販売を行うために必要な保健所等の許可を受けていること。
  - 三 移動販売を行うことについて、事前に地元自治会等への説明を行い、自治会等の 了解を得た者であること。
  - 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと又はその役員等(移動販売事業者が個人である場合にはその者を、移動販売事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。)が同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

#### (受領通知)

第5条 県は、移動販売事業者から第3条の規定による届出があった場合には、青森県 県営住宅等移動販売事業届出書受領通知書及び届出済証(別記様式第3号)により届 出を受領した旨通知するものとする。 (遵守事項)

- 第6条 移動販売事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - 一 県と移動販売事業者との協議により決定した販売日、販売時間及び販売場所の範囲内で移動販売事業を実施すること。なお、販売時間は午前9時から午後6時の間で決定するものとする。
  - 二 移動販売事業者は、県営住宅等の団地において移動販売事業を行うときは、前条 の青森県県営住宅等移動販売事業届出書受領通知書及び届出済証を移動販売用自 動車の外部から見える位置に表示すること。

(再協議)

第7条 移動販売事業者は、前条第1号の規定により県と協議して決定した販売日、販売時間又は販売場所を変更しようとするときは、予め県と協議しなければならない。

(移動販売事業の廃止)

第8条 移動販売事業者が移動販売事業を廃止しようとするときは、廃止届出書(別記様式第4号)により予め県に届け出なければならない。

(賠償責任)

- 第9条 移動販売事業者はその責めに帰する理由により、県営住宅等施設に汚損、破損 その他の損害を与えたときは、県に対し損害額に相当する金額を支払わなければなら ない。
- 2 移動販売事業者は、県又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任でその損害を賠償しなければならない。
- 3 移動販売の実施に当たり、移動販売事業者に損害を生じても、県はその責めを負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年3月28日から施行する。

年 月 日

青森県知事

(移動販売事業者)

住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 連絡先電話番号

## 青森県県営住宅等移動販売事業届出書

青森県県営住宅等移動販売事業実施要綱第4条の資格を有していることから、移動販売事業の実施について同要綱第3条の規定により届け出ます。

記

- 1 商号又は名称:
- 2 移動販売用自動車の登録番号:
- 3 販売品目:
- 4 移動販売を行うことを希望する県営住宅等の団地名:
- 5 移動販売を行う期間(予定):
- 6 移動販売を行う時間(予定):

# 【添付書面】

- 誓約書
- ・保健所等の営業許可証の写し
- ・地元自治会等と協議を行い了解を得たことを示す文書等

年 月 日

青森県知事

(移動販売事業者)

住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

## 誓約書

以下の事項について誓約します。

- 一 移動販売事業が県営住宅等の入居者の利便性の向上を図ることを目的としている こと理解し、これ尊重した上で事業を実施すること。
- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと又はその役員等(移動販売事業者が個人である場合にはその者を、移動販売事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。)が同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

第 号年 月 日

(移動販売事業者)

住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

> 青森県知事 (県土整備部建築住宅課)

青森県県営住宅等移動販売事業届出書受領通知書及び届出済証

あなたから提出のあった 年 月 日付け青森県県営住宅等移動販売 事業届出書について受領しましたので、青森県県営住宅等移動販売事業実施要綱第5条 の規定によりその旨通知します。

なお、移動販売事業の実施に当たっては、下記の事項を遵守してください。

記

- 1 届出に係る事項
- (1) 商号又は名称:
- (2) 移動販売用自動車の登録番号:
- (3) 販売品目:
- (4) 移動販売を行うことを希望する県営住宅等団地名:
- (5)移動販売を行う期間:
- (6) 移動販売を行う時間:
- (7) 届出番号:
- (8) 届出の有効期間: 年 月 日から 年 月 日まで

#### 2 遵守事項

- (1) 上記の場所、期間及び時間の範囲内で活動すること。
- (2) この書面を移動販売用自動車の外部から見える位置に掲示すること。
- (3) 県営住宅等の施設又は設備を善良なる管理者の注意をもって管理し、利用すること。
- (4)入居者等から苦情等の申出を受けた場合においては、これに誠実に対応すること。

年 月 日

青森県知事 殿

(移動販売事業者)

住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 連絡先電話番号

青森県県営住宅等団地内移動販売事業廃止届出書

年 月 日付け 第 号の青森県県営住宅等移動販売事業届出 書受領通知書及び届出済証に係る移動販売事業について、次のとおり廃止するので、青 森県県営住宅等移動販売事業実施要綱第8条の規定により届け出ます。

記

- 1 届出番号
- 2 廃止日
- 3 廃止理由